第2次千葉市ＤＶ防止・被害者支援基本計画（概要版）

計画策定の趣旨

すべての市民が安全に安心して暮らしていくためには、暴力の無い社会の実現が必要です。

配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス[以下、「DV」という。]）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して正当化されるものではなく、許されないものです。

本市では、女性の約3人に1人にDV被害経験がある現状やDV防止法の改正等の動向を踏まえ、平成24年7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」を策定し、平成27年度までを計画期間として、施策を推進してきました。

DVを根絶するためには、更なる施策の推進が必要であり、本市においてもこれまで以上に、配偶者や交際相手等からの暴力の防止、被害者の保護と心身のケア、自立支援などの総合的なDV対策の充実を図るため、新たに「第２次千葉市ＤＶ防止・被害者支援基本計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」の一部（「基本目標II 男女平等と人権の尊重」）として位置付けます。
また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

計画の期間

この計画は「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」と合わせ、平成28年度から33年度までの6年間とします。

計画のポイント

① 「DVの根絶」を目指す基本理念を継続します。
② 若年層に対する暴力防止教育を推進します。
③ 相談窓口の周知を強化します。
④ 被害者の自立と生活再建を積極的に支援します。
⑤ DV防止の認知度を示す3項目を数値目標として設定します。

数値目標

	指標項目	現状値（平成26年度）	目標値（平成33年度）
1	どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合	61.0%	80.0%
2	「デートDV」という言葉を知っている高校生の割合	59.1%	80.0%
3	配偶者からの暴力の相談窓口を知っている者の割合	38.5%	70.0%

体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策
DVの根絶	Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1 暴力防止のための教育の推進	(1)幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進 (2)若者に向けたデートＤＶ予防教育の推進
		2 暴力防止のための広報・啓発の推進	(3)ＤＶ・暴力に関する正しい理解の普及促進 (4)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進 (5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進
	Ⅱ 相談体制等の充実	1 相談窓口の周知の強化	(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進 (5・再掲)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進
		2 相談体制の充実	(7)専門相談員による相談・支援の充実 (8)専門職による相談・助言機能の充実 (9)専門相談員の資質向上 (10)被害者の状況に応じた相談体制の充実
	Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	1 一時保護体制の整備	(11)関係機関等との連携による一時保護体制の整備 (12)民間シェルターへの支援　(13)広域的な対応の整備
		2 被害者の安全確保	(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実 (15)情報管理と安全確保の徹底　(16)危機管理体制の充実
	Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援	1 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	(17)二次的被害の防止体制の整備 (18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備
		2 被害者の自立と生活再建の支援の充実	(7・再掲)専門相談員による相談・支援の充実 (8・再掲)専門職による相談・助言機能の充実 (19)被害者相談証明書の発行等 (20)同行支援の充実 (21)経済的な支援 (22)就労の支援 (23)住居の確保に向けた支援 (24)各種支援制度の情報提供・活用の支援 (25)自立支援講座の実施 (26)母子生活支援施設への措置等 (27)ステップハウスの利用支援
		3 被害者等へのケアの充実	(8・再掲)専門職による相談・助言機能の充実 (28)被害者の心身の回復支援の充実 (29)ＤＶのある環境で育った子どもへのケアの充実
	Ⅴ 施策推進体制の整備	1 関係機関等との連携の強化	(30)要保護児童対策及びＤＶ防止地域協議会の運営 (31)関係機関等との情報交換・連携強化 (32)民間団体との連携強化
		2 人材の育成	(33)被害者を支援する人材育成の推進 (9・再掲)専門相談員の資質向上
		3 施策推進のための調査研究	(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究

相談先

千葉市配偶者暴力相談支援センター　相談専用電話 ０４３－２４５－５１１０
月～金曜日（祝日、１２月２９日～１月３日を除く）午前９時～午後４時
※面接相談を希望の場合、上記相談専用電話で事前予約

各区保健福祉センターこども家庭課
月～金曜日（祝日、１２月２９日～１月３日を除く）午前９時～午後４時30分
中 央 区 ０４３－２２１－２１４９　若 葉 区 ０４３－２３３－８１５０
花見川区 ０４３－２７５－６４２１　緑　区 ０４３－２９２－８１３７
稲 毛 区 ０４３－２８４－６１３７　美 浜 区 ０４３－２７０－３１５０

千葉市男女共同参画センター（ハーモニー相談室）
０４３－２０９－８７７１　火～金　午前10時～午後８時
（１回50分　原則予約制）　土・日　午前10時～午後４時

千葉市男女共同参画センター（男性相談）
０４３－２０９－８７７３
毎週金曜日　午後６時30分～８時30分

千葉県女性サポートセンター（女性専用）
０４３－２０６－８００２　365日24時間対応

警察　相談サポートコーナー
０４３－２２７－９１１０　（短縮ダイヤル＃９１１０）
平日午前８時30分～午後５時15分
緊急の場合は１１０番　けがをしたら１１９番

千葉市こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課（平成28 年3 月発行）
〒260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号　電話 043(245)5179 FAX 043(245)5631

ＤＶの現状（千葉市）

（1）暴力の被害経験

DVの被害経験者（加害者から身体的暴力、精神的暴力、心理的暴力、性的暴力の被害がいずれか1つでもあった人）は、女性の約3人に1人（31.5%）、男性の約6人に1人（16.0%）、全体では約4人に1人（25.2%）となっています。

特に、DV被害経験者のうち、「命の危険を感じたことがある」女性の割合は約6人に1人（17.6%）となっており、女性全体の約3人に1人が被害経験者である状況と併せると、女性全体の約18人に1人は、命の危険を感じるようなDV被害経験があるとされています。

【暴力の被害経験】

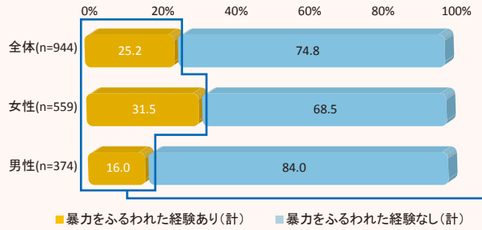

【被害経験者のうち、命の危険を感じた被害経験】

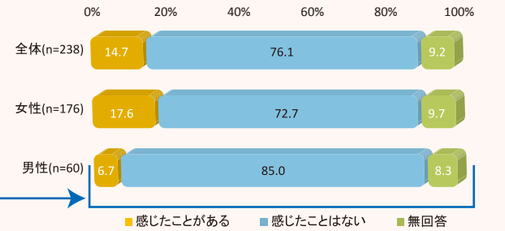

（2）暴力に対する考え方

「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が約6割となっていますが、「暴力をふるわれる側（被害者）にも、何か落ち度がある」が約3割、また、「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の間の問題で、当人同士で解決するべき」が約2割となっています。

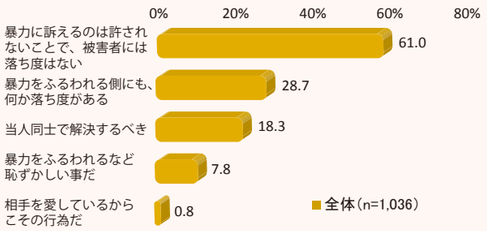

（3）高校生のデートＤＶの認知度

「言葉を知っている」割合は3年前と比較すると大幅に増加しているものの、約6割に留まり、その内容も知っている人の割合は、約3割となっています。

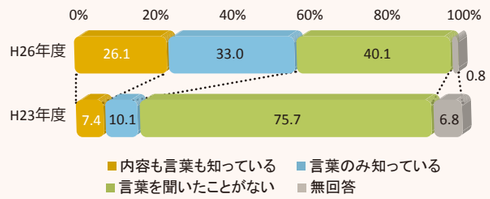

（4）相談窓口の認知度

「知っている」が約4割、「知らない」が約6割となっています。平成23年調査と比較すると、「知っている」が4.3ポイント増加しています。

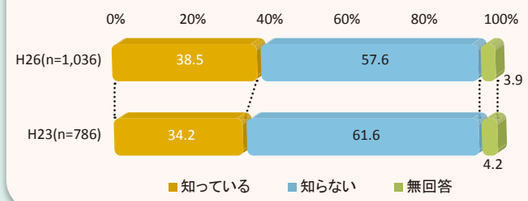

（5）相談件数の推移

毎年増加しており、特に、平成25年10月に千葉市配偶者暴力相談支援センターを開設したことから、平成26年度には合計2,902件と、センター開設前の2年前と比較すると、約2倍となっています。

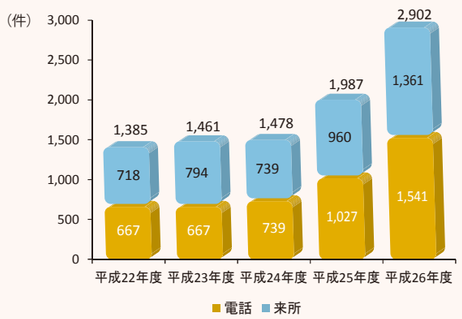

（1）（2）（4）資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）
（3）資料／千葉市「交際相手からの暴力（デートＤＶ）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）
（5）資料／千葉市統計

基本理念と基本目標

■ 基本理念　ＤＶの根絶

○　本計画では、「ＤＶの根絶」を基本理念とします。
○　ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して許されないものです。
○　「ＤＶの根絶」を図るため、暴力防止に向けた教育・啓発活動や被害者の相談、保護、心身のケア、自立への支援など、総合的なＤＶ防止及び被害者支援体制を推進します。

基本目標Ⅰ
暴力を許さない地域づくりの推進

DVが十分には認知されていないほか、依然として、暴力を容認する考え方が根強く残っていることがうかがえます。

子どもの頃から暴力を許さない早期予防教育として人権教育や暴力防止への理解を広く市民に促すための普及啓発が必要です。

暴力は許さないという意識を社会全体に対して、周知・啓発を図り、いかなる暴力も許さない地域づくりを推進します。

基本目標Ⅱ
相談体制等の充実

相談窓口の認知度が未だ十分ではなく、相談体制の充実を望む声が多く上げられています。

このため、被害者を早期に、適切な支援に結びつけられるよう、さらなる相談窓口の周知を図るとともに、様々なニーズに応じた相談に適切な対応ができるよう体制の充実が必要です。

被害者が必要に応じて安全・適切に相談が受けられるよう、相談窓口の周知強化及び相談体制の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ
被害者の安全確保の徹底

DVから逃れてきた被害者やその子どもたちについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは最優先の課題です。

また、被害者の情報を聞きだし、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、被害者の個人情報の漏えいを防ぎ、情報管理の徹底が必要です。

被害者が緊急避難する際に、安全かつ円滑に一時保護できる体制を確保するとともに、避難後の安全確保に留意し、市民サービスの窓口等において、個人情報保護を徹底し、情報が漏えいすることのない体制を整備します。

基本目標Ⅳ
被害者の自立と生活再建の支援

DVから逃れ、自立しようとする被害者は、心身ともに傷つき、疲弊した中で、新たな生活を再建することとなります。

暴力被害からの回復を経て、自立が図られるまで、被害者やその子どもたちの負担と不安を軽減し、安定した生活ができるよう、被害者やその子どもたちへの心身の適切なケアを含め、きめ細やかな支援が必要です。

被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制を整備するとともに、被害者の自立と生活再建の支援を行うほか、被害者等へのケアの充実に取り組みます。

基本目標Ⅴ
施策推進体制の整備

被害者等の早期発見や適切な保護等を図るためには、関係機関等とのさらなる連携体制の強化が必要です。

また、専門性の高い人材を育成するとともに、DVを生み出す背景や原因、DVに関する実態を調査分析し、DVの防止や被害者支援、加害者対策に係る情報収集が必要です。

本市のDV防止対策を有機的に推進するため、関係機関等との連携体制の強化や被害者支援を担う人材の育成及び効果的な施策検討を行うための研究に取り組みます。